

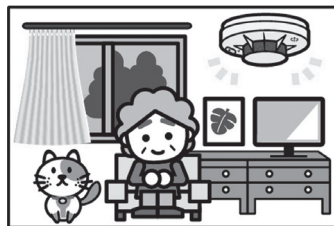
住宅用火災警報器を必ず設置しましょう

住宅での火災による犠牲者をなくすため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

設置箇所

- ①寝室。
- ②2階等に寝室がある場合は、その階の階段の上部。
- ③台所は任意です。

住警器設置で 安全な暮らし



住宅用火災警報器10年を目安に 取り替えましょう

住宅用火災警報器は、10年以上経つと内部の部品が劣化して、正常に動かなくなるおそれがありますので、本体の交換が望ましいとされています。機器の製造年月日を確認しましょう。

10年経ったら交換しましょう



住宅用火災警報器の点検をしましょう

ひもを引くか、本体のボタンを押して定期的に作動確認をしましょう。
(1ヶ月に1回程度)



問い合わせ先

津久見市消防本部 予防係

住 所

津久見市大字上青江3617番地の1

連絡先

0972-82-5211

秋の火災予防運動実施中



『2021年度全国統一防火標語』

おうち時間 家族で点検 火の始末



11月9日(火)～15日(月)までの期間、全国一斉に秋の火災予防運動が行われます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

住宅防火いのちを守る10のポイント

— 4つの習慣 —

- 1, 寝たばこは絶対しない、させない。
- 2, ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3, こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4, コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

— 6つの対策 —

- 1, 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2, 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3, 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 4, 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5, お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6, 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

出火原因の第1位は『たばこ』です!!

- ①ふとんで吸わない
- ②灰皿には水を入れて
- ③消えたかどうか 絶対確認

※寝たばこにより出火した場合、火災に気が付いた時には、一酸化炭素中毒により運動能力を失い避難に障害が生じる可能性があります。

一酸化炭素は無色無臭で忍び寄ります!!